

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年12月25日(木) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時15分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
		5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏
(農地利用最適化推進委員)					
10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

4番 井尻 恵雄

5 議事日程

第1	諸報告
第2	会議録署名委員の指名
第3	会期の決定
第4	議案第51号 農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第52号 農地法第4条の規定による申請の承認について
第6	議案第53号 農地法第5条の規定による申請の承認について
第7	議案第54号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について
第8	議案第55号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第9	議案第56号 非農地証明願の承認について
第10	その他(行事予定)

6 会議録署名委員 5番 戸高 一志 6番 橋口 裕二

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	今井 孝洋	局長補佐	米田 正清	係長	緒方 恵美
主事	河野 睦				

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、12月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、12月の諸報告をさせていただきます。 9日、農業者年金加入推進会議が開催されました。 同日、農業者年金受給者協議会役員会が開催され、会長が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 16日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 17日、農地転用等審査会、第4小委員会を開催しました。 本日、12月定例総会であります。 総会終了後、タブレット研修会が行われますので、出席をお願いします。また、農業後継者サポート補助金審査会が開催されますので会長の出席をお願いします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	5番	議長、5番。 12月10日、午前9時より役場第3会議室で11番委員と農家相談を行いました。相談件数は、3件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、5番 戸高 一志(とだか かずし)委員 6番 橋口 裕二(はしぐち ゆうじ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第51号 3条許可	議長	【日程第4】議案第51号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第51号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人と渡人は兄弟でして、受人が姉ということです。贈与になります。場所は、下野田橋から祝子塚に向かった右手の農地です。そこのハウスで親がイチゴをやっておりまして、その親がもう高齢ということで、姉が贈与を受け、一緒にやっていくということです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、許可することといたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	16番	議長、16番。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、名貫から都農に向けて坂を下りるとカラオケがありますが、それを海の方にまっすぐ行ったところに豚舎がいくつかあります。その手前の田んぼになります。地図で見ると筆数が無数にあるのですが、受人が一枚にして使っております。その中に今回の40㎡の農地がありまして、相続での名義変更が済んだので受人が買うところになった次第です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、3号。
3号 補足説明	2番	議長、2番。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、通山小学校の道路の反対側の運動公園の東側になります。受人と渡人は親子でして、贈与になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
		御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第52号 4条承認	議長	【日程第5】議案第52号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第52号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 12月17日9時から第3会議室にて事務局の説明を受けた後に第4小委員会で現地を確認してまいりました。1号につきましては、すでに農地が住宅の敷地の一部としてなっておりますので、始末書条件ということで判断したところです。 担当委員の補足説明をいただき、御審議をよろしくお願い申し上げます。
	議長 議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	3番	議長、3番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。委員長報告であったように住宅が建ち、倉庫が建ち、きれいにされておりました。平成元年に住宅を建て替え、平成27年に住宅に隣接する農地を売却するときに、農地の一部が住宅敷地となっていることが発覚したため、今回の申請となったとのこと。反省しているようでした。申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであるため、立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第53号 5条承認	議長	【日程第6】議案第53号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第53号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 同じく17日9時から第3会議室にて事務局の説明を受けた後に現地を確認してまいりました。1号につきましては、すでにロールが置いてありまして、始末書条件で、2号につきましては、許可相当と判断しました。担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長 議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	16番	議長、16番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、名貫の都の泉跡を都農向けて少し行った東側に入ったところにあります。今は畑になっていますが、もともと、渡人の家があった宅地になります。長年、受人のサイロ置き場として使用していたのですが、今回、買われるということです。申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地、第1種農地と判断されますが、農業用施設・農畜産物処理加工施設・農畜産物販売施設に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>次に、 2号 。</p>
2号 補足説明	7番	<p>議長、 7番 。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。場所は、菅原のさくらの里の下の方になります。もともと、すごく荒れていて、渡人は売りたいと言われていたのですが、誰も買手がいなかったのですが、さくらの里さんに話をもっていったところ、実習生の宿舎や従業員の休憩所や会議室を兼ねたものを建てたいと思っていたとのことで、今回の申請に至りました。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地、第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	無いようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第54号 促進(所有権)	議長	【日程第7】議案第54号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第54号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで 8番 委員の退室を求めます。 < 8番 委員退室 >
	議長	1号、2号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号、2号 補足説明	18番	議長、18番。 1号、2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、番野地の丸三モーターズから右の方に入って100メートルくらい行った左手になります。受人は渡人の農地を何年も耕作されていて、受人の農地と隣接しています。特例事業規程の要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	1号、2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号、2号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 8番 委員の入室を許可します。 < 8番 委員入室 >

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第55号 促進(中間管理権)	議長	【日程第8】 議案第55号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第55号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、41件でございます。 内訳は、耕作者変更が1号から3号の3件、更新が4号から19号までの16件、新規が20号から41号までの22件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	1号から3号 の耕作者変更案件について、御意見、御質問はございませんか。
1号から3号	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から3号 については、承認することといたします。
	議長	4号から19号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
4号から19号	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号から19号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、20号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	20号、21号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
20号、21号 補足説明	6番	議長、6番 。 20号、21号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。借手が飼料畑として活用するということでもあります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	20号、21号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	20号、21号 については、承認することといたします。
	議長	22号、23号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
22号、23号 補足説明	17番	議長、17番 。 22号、23号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。借手と貸手は同じ地区になります。これまで、相対で契約しておりましたが、中間管理を通して新規に契約するものであります。水田を作っているようです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>22号、23号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>22号、23号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>24号、25号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
24号、25号 補足説明	11番	<p>議長、11番。 24号、25号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、東平下地区の本田牧場の牛舎と公民館の間に舗装道路がずっと山の方に抜けておりますが、その道路を山手の方に100メートルくらい行った左側にあります。現地は、すでにブロッコリーとキャベツが植えてあり、キャベツの方は収穫作業が始まっておりました。この畑は3筆ありますが、1枚のコの字型になっており、貸手に単価が高い理由を訊ねたら、借手がここは広いから15,000円出してもいいということで、成立しているようでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>24号、25号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	24号、25号 については、承認することといたします。
	議長	26号、27号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
26号、27号 補足説明	11番	議長、11番 。 26号、27号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、先ほど説明した場所のすぐ近くなんですが、本田牧場から北の方へ300メートルくらい行ったところの右側の畑になります。現地は、ブロッコリーが植えられており、整地もきれいにされておりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	26号、27号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	26号、27号 については、承認することといたします。
	議長	28号、29号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
28号、29号 補足説明	15番	議長、15番 。 28号、29号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、サンエフからずっと野田まで上がった右側です。借手は牧草を作るといって考えているそうです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議長 議長 議長 議長</p>	<p>28号、29号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>28号、29号 については、承認することといたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>30号、31号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
<p>30号、31号 補足説明</p>	<p>12番 議長 議長 議長 議長</p>	<p>議長、12番 。 30号、31号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、市納のみなみ運送から上に上がった左側の三角形のところとまだ西の方に上がった右側とそれから右側に入った左側の3か所になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p> <p>30号、31号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>30号、31号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	32号、33号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
32号、33号 補足説明	14番	議長、14番。 32号、33号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、日本自給飼料生産普及センターの北東にあり、約3反ほどの畑です。耕作しており、植付の準備がされておりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	32号、33号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	32号、33号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 7番 委員の退室を求めます。 < 7番 委員退室 >
	議長	34号、35号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
34号、35号 補足説明	10番	議長、10番。 34号、35号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、高森から松原に向けていく橋の手前の堤防沿いの田んぼになります。借手は周辺の田で手広く米を作っているということで、貸手の田んぼも借手に作ってもらうことになったようです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	34号、35号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	34号、35号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 7番 委員の入室を許可します。 < 7番 委員入室 >
	議長	36号、37号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
36号、37号 補足説明	18番	議長、18番 。 36号、37号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、国中の西側の小池から鬼が久保に抜ける道路の用水路の本線があるちょっと下の方になります。もともとこの畑は、養鶏場と倉庫が建っていた場所で、以前は他の人が借りていたのですが、その借りていた人が、もう使わないということで、今回の契約となりました。使用貸借になっておりますが、借手がコンクリート片の除去や畔をついたりしていますので、最初の2年間だけが使用貸借で、3年目からは、1反あたり1万円払うということになっています。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	36号、37号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	36号、37号 については、承認することといたします。
	議長	38号、39号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
38号、39号 補足説明	17番	議長、17番 。 38号、39号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、貸手の住宅のすぐ横です。県道沿いになります。貸手と借手は親子であります。農業者年金の関係で新規に契約するということです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いたします。
	議長	38号、39号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	38号、39号 については、承認することといたします。
	議長	40号、41号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
40号、41号 補足説明	3番	議長、3番 。 40号、41号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、10号線の塩付の安藤自動車を手の方に入っていくと、町営住宅の隣でございます。以前は、別の人が借りていたのですが、その借手が規模縮小したいということで、今回の借人をお願いしようです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	40号、41号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	40号、41号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
議案第56号 非農地証明	議長	【日程第9】 議案第56号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第56号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 同じく17日9時から第3会議室にて事務局の説明を受けた後に現地を確認してまいりました。1号、2号、3号ともに、承認できるものと判断したところです。担当委員の補足説明をいただき、御審議をよろしく願います。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>この場所は、畑に竹が生え始めて20年くらい前から使用できなくなったとのこと。現在は、竹林になっており、農地の形態ではありません。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり、10年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、承認することといたします。</p> <p>次に、 2号 。</p>
<p>2号 補足説明</p>	<p>2番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議長、 2番 。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。場所は、香川ランチの善太郎屋の反対側の鶏舎跡地が駐車場となっておりますが、その駐車場の奥の竹やぶでございます。申請地は、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、農地としての利用が著しく困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
		次に、 3号 。
3号 補足説明	7番	<p>議長、 7番 。</p> <p>3号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。この場所は、5条の案件の土地の上と下の土地になります。谷になっており、段差があり、現在は山林化しております。申請地は、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、農地としての利用が著しく困難であることから、農地でないと判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第10】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 所有権移転が6件、規模縮小が2件、借手の都合が1件、双方の都合が1件、農地条件が悪いが1件の計11件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
農用地利用集積等促進計画	事務局	議長、事務局。 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告いたします。 令和7年度から賃料の支払いを行わないが1号と2号の2件で、使用貸借から賃貸借への変更が1件です。
	議長	「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「1月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「1月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
事務連絡	事務局	議長、事務局。 ＜川南町議会議員との意見交換会について＞ ＜遊休農地調査について＞
	議長	事務局より説明がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。

川南町農業委員会12月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年12月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。